

答申第 219 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 6 日付けで諮問された市町村立学校教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認関連文書不存在の件(諮問第 178 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、市町村立学校の教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認の人数及び承認時間が分かる文書を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成13年2月5日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、市町村立学校の教職員の組合活動に係る職務専念義務免除（以下「職専免」という。）承認の人数及び承認時間が分かる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、県教育委員会は、平成13年2月19日付けで、本件行政文書を作成又は取得していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成13年3月8日付けで県教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

県教育委員会が本件行政文書が存在しないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

## 4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第37条により、県費負担教職員の任命権を有しているが、地教行法第43条の規定のとおり、県費負担教職員の服務監督権は、市町村教育委員会に属する。そして、地方公務員法（以下「地公法」という。）第35

条に規定する職務専念義務は公務員のサービスの根本基準であり、その免除に関する承認は、サービス監督権に基づくものであることから、県費負担教職員の職務専免の承認は、各市町村が定める条例等に基づき、市町村教育委員会が行うものである。

したがって、本件行政文書は、市町村教育委員会が管理するものであり、県教育委員会は当該文書を作成しておらず、また、市町村教育委員会から当該文書を取得していない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書の存否について

地公法第35条の職務専念義務は、同法第6節「サービス」に関する基準の一つとして、一般職に属するすべての地方公務員に課せられた職務遂行に関する義務であり、法律又は条例に特別の定めがある場合以外は当該義務は免除されないことになっている。当該義務の免除に関しては、同条を受けて、各地方公共団体が条例を定めているが、市町村立学校の教職員については、地教行法第34条により、「この法律に特別の定めがある場合を除き」各市町村教育委員会が任命権を有することとされており、そのサービス監督権も任命権者である各市町村教育委員会が有すると解される。

また、同法第34条の例外を定めた同法第37条第1項によれば、市町村立学校の教職員のうち県費負担教職員については、都道府県教育委員会が任命権を有することとなっているが、同法第43条第1項で、市町村教育委員会がサービス監督権を有すると定めている。職務専免の承認は、サービス監督権に基づいて行われることから、市町村立学校の教職員の職務専免の承認は、各市町村が定める条例等に基づき、市町村教育委員会が行うものである。

したがって、本件行政文書は、サービス監督権を有する市町村教育委員会が管理するものであることが認められ、本件行政文書を管理していないため

存在しないという実施機関の説明は、首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 8 日	諮問書を受理
3 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 10 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 13 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 10 月 26 日 ( 第 39 回部会 )	審議
11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 ( 第 40 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年1月17日現在)(五十音順)